

「未来の学術振興構想」Q&A

(2022年11月15日現在)

【マスタープランとの関係】

Q1. これまでのマスタープランとは何が違うのでしょうか。

A1. 従来のマスタープランについては、各学術分野における活発な議論を通じて我が国の学術の強化・発展に寄与してきたものの、その一方で、分野横断や学際的な取組が不十分、中長期的な視点の欠如、分野の偏り等の問題点があったと認識しています。

今回新たに策定する「未来の学術振興構想」においては、こうした問題点も踏まえつつ、今後20～30年先を見通した学術振興の「グランドビジョン」を個別の分野に捉われず複数提示するとともに、その実現に必要な「学術研究構想」を示していきたいと考えています。

Q2. マスタープラン2020に掲載されている計画も申請できるのでしょうか。

A2. マスタープランと「未来の学術振興構想」は全く異なるものですので、今後20～30年先を見通した学術研究の「ビジョン」を示していただいた上で、その実現のために必要なものであれば、マスタープラン2020に掲載されているのものであっても新たな「学術研究構想」として位置づけ、提案していただくことは可能です。

Q3. 現在進行中の計画(従来の区分Ⅱ)は申請できるのでしょうか。

A3. 既に計画全体が終了に向い、その成果を用いた次世代の学術構想が考えられているような計画の応募は想定していませんが、「ビジョン」の実現のために今後も計画の推進により成果の創出が続くもの、またさらに発展的な提案については応募可能です。

Q4. マスタープラン2020で重点大型研究に選定された計画は審査を免除されるのでしょうか。

A4. マスタープランと「未来の学術振興構想」は全く異なるものなので、マスタープラン2020で重点大型研究に選定された計画であっても、他の提案と同様に審査を行うことを想定しています。

【予算との関係】

Q5. 「未来の学術振興構想」も、文部科学省が策定するロードマップを見据えた提案をすべきでしょうか。

A5. 従来のマスタープランも日本学術会議が独自に策定するものでした。文部科学省がロードマップ策定時にマスタープランを参考にしていました。「未来の学術振興構想」についても独自に策定するものであることに変更はございません。

Q6. 「未来の学術振興構想」に掲載された場合、どのようなメリットがあるのでしょうか。

A6. 「未来の学術振興構想」は日本学術会議からの提言として、行政機関をはじめとした関係機関公表され、我が国の科学技術政策に学術面から指針を示すものと考えております。各府省等の政

策立案に役立つことを期待し、周知に努めてまいります。

【提案者等について】

Q7. 提案できるのは研究機関全体で3件まででしょうか。

A7. 一つの機関であっても、機関長や各部局長等、それぞれの長ごとに3件の提案が可能です。「研究・教育機関の長」は学長や法人の理事長を、「部局長等」は学長・理事長に直属の組織の長(学部、研究所の長、病院長等)を想定しています。

Q8. 若手研究者の提案数は、若手研究者1人あたり1件まででしょうか。

A8. 策定方針に記載しているとおり、若手研究者1人あたり1件までの提案が可能です。

Q9. 特任連携会員は提案者となれますか。

A9. 特任連携会員は、提案者となることはできません。

Q10. 学協会とはどのような団体を指すのでしょうか。

A10. 学協会とは、日本学術会議が指定する「協力学術研究団体」、または、それに相当する団体(「協力学術研究団体」の要件を満たしているものの、まだ、日本学術会議に「協力学術研究団体」の申請をしていない団体。)のことです。

要件につきましては、「日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続」の「2 協力学術研究団体として必要な要件の細目」を参照してください。

Q11. 若手研究者が提案をする際には、日本学術会議の会員又は連携会員3名以上(会員1名を含むこと)の推薦があることが要件とされていますが、日本学術会議の会員(又は連携会員)が複数の若手研究者を推薦することは可能でしょうか。

A11. 日本学術会議の一人の会員(又は連携会員)が複数の若手研究者を推薦することも可能です(件数に制限はありません。)

Q12. 提案者(日本学術会議の会員又は連携会員)が若手研究者の推薦をすることは可能でしょうか。

A12. 提案者が、他の提案を行う若手研究者の推薦者となることも可能です。

Q13. 提案者が、他の提案者が申請する提案の「11：実施機関と実施体制」に名前が記載された場合、二つの提案と見なされるのでしょうか。

A13. 二つの提案とは見なされません。

Q14. 「(i) 研究・教育機関の長又は部局長」が「(ii) 学協会長」を兼ねる場合に、それぞれ3件、合計6件の申請ができるのでしょうか。

A14. それぞれの立場で、最大3件、合計6件まで申請可能です。

【公募の対象】

Q15. 一つの提案、すなわち一つの「学術の中長期戦略」について複数の「研究計画」、「施設計画」を提案できますか。

A15. 一つの提案について「研究計画」、「施設計画」のいずれか一つとして下さい。

Q16. 例えば、「理学・工学」の中での分野融合の提案は、「理学・工学」と「分野融合」のどちらに提案すればよいのでしょうか。

A16. ご指摘のケースでは「理学・工学」でご提案してください。

「分野融合」については、「人文・社会科学」、「生命科学」、「理学・工学」の3分野のうち2分野以上にまたがる提案を想定しています。

Q17. 科学研究費補助金で実施困難なものとは、具体的にどのようなものでしょうか（従来のマスタープランのように数十億円以上の規模と考えるとよいか。）。

A17. 科学研究費補助金で実施困難なものとしては、金額だけでなく、長期間にわたる調査・観測が必要なもの等を想定しています。

なお、今回は予算の下限額は設けていません。

Q18. 所要経費にはどのようなものを含めるのでしょうか。

A18. 「研究計画」の場合は、10年間の研究費（設備費・人件費を含む）、「施設計画」の場合は、建設費（装置・設備費を含む）及び10年間の運営費（研究費を除く）を想定しています。

Q19. 「研究計画」、「施設計画」の定義は、マスタープランと同様でしょうか。

A19. 「研究計画」、「施設計画」の定義については、基本的に同様と考えてください。

Q20. 実施体制のダイバーシティとは、具体的にはどのようなことが求められているのでしょうか。

A20. 主に実施体制において、例えば、性別のバランスが取れているか、年齢に偏りがいないか、構成機関・メンバー等が特定のグループに集中していないかなどの視点を念頭に置いています。

【意向表明】

Q21. 意向表明は本申請のために必須でしょうか。意向表明を行っていても本申請は可能でしょうか。

A21. 意向表明については、審査体制を整える等のために「情報提供」として行っていただくものであるため、仮に意向表明を行っていなかったとしても、本申請は可能です。また、逆に意向表明を行った場合にも、本申請をしないことも可能です。

Q22. 意向表明に記載した「学術の中長期研究戦略」の名称と、実際の提案における「学術の中長期研究戦略」の名称が異なっても問題ないでしょうか。

A22. 意向表明時の「学術の中長期研究戦略」の名称と実際の提案時の名称が異なっても問題ございません。

【その他】

Q23. 「未来の学術振興構想」には何件程度の「学術研究構想」を掲載するのでしょうか。

A23. 特に上限数等は決まっています。

Q24. 「未来の学術振興策定構想方針について」に、全体で 20～30 程度の「グランドビジョン」を設定する予定と記されていますが、分野ごとの枠の配分は決まっているのでしょうか。

A24. 分野ごとの配分等は設定しておりません。